

廃棄物の処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令による規制基準など、次に該当するものについては手続きが必要です。また、規制基準を遵守してください。

1 建物の取壊し等による廃棄物

建物の取壊し等で排出される廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正な処理をしてください。事業により排出されるものは、産業廃棄物の処理となります。

なお、取り壊す建物の中に残置物がある場合は、建物の所有者または管理者に残置物を適正に処理させてから取り壊しをしてください。残置物を所有者または管理者が自ら処理できない場合には、産業廃棄物または一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に処理を依頼するよう指導してください。

2 管理する集合住宅のごみ処理

管理するアパート・マンション等の入居者が排出するごみの処理は、以下のように実施してください。

○入居者に対し、ごみ集積所の場所（位置）を案内してください。

また、入居時のみに限らず、ごみの排出方法、収集日を記載した「ごみ・リサイクルカレンダー」や「ごみ出しガイドブック」を活用し、ごみの排出ルールの遵守を徹底させてください。

○入居者が15世帯未満の場合、ごみは集合住宅周辺のごみ集積所へ排出いただきます。

・ごみ集積所は、地域の自治会や環境衛生委員会が管理していますので、地域の中のどこにあるごみ集積所を利用したらいいのかについて、地域の自治会長や環境衛生委員へ確認してください。

※ごみ集積所によっては、燃やすごみしか出せないところもありますので、全てのごみの排出先をご確認ください。

○入居者が15世帯を超える場合は、地区の承諾等を得て、新たにごみ集積所を設置することができます。

・設置を希望する場合は、環境衛生委員または長、環境課へご相談ください。

・新たに設置するごみ集積所の利用開始時期は許可後となります。早めに申請をしてください。

・ごみ集積所は、ごみの収集に支障がない場所であること、10 t 近い重量の収集車両がごみ集積所まで進入できる路面状況であるかなどの条件を満たす必要がありますので、設計前にご相談ください。

・ごみ集積所に屋根や建屋を設置する場合も事前に環境課へご相談ください。

○飯田市が行うごみ収集を利用せず、アパート・マンション等の管理者が入居者のごみを処理する場合は、産業廃棄物または一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に処理を依頼するなど、廃棄物処理法に基づき、適正に処理をしてください。

3 道路工事等に伴う調整

道路工事等の施工にあたり、ごみ収集車の収集や通行に影響が生じる場合は、事前に環境課と調整してください。

問い合わせ先

環境課 廃棄物対策係 電話 22-4511 内線 5464